

亀山市立医療センター病室テレビシステム等設置・運営事業仕様書

1 事業名

「亀山市立医療センター病室テレビシステム等設置・運営事業」（以下「病室テレビシステム等設置・運営事業」という。）

2 概要

この仕様書は、亀山市立医療センター（以下「当院」という。）において病室テレビシステム等設置・運営事業を行うに当たって、製品の形状、サービスの条件及び費用負担のあり方などの基本的な事項を定めるものである。

ただし、契約時及び契約締結後において、当院と事業者の協議が整った場合、本仕様書の一部を変更できるものとする。

3 事業内容

（1）業務内容

事業者は当院の指定する病室及び透析室において、患者がテレビカードを購入することにより視聴できるテレビ及び床頭台等（以下「設置備品」という。）を設置及び管理する業務並びにそれに付随する各種業務

（2）事業実施場所

亀山市立医療センター（三重県亀山市亀田町466番地1）

4 履行期間

契約の日から平成36年11月30日まで。ただし、契約の日から平成30年11月30日までは準備期間とする。

なお、使用貸借契約は契約期間満了をもって終了し、自動更新はしないものとする。

5 貸付場所

業務実施場所として設置備品の設置場所を貸出す予定であるが、具体的な場所など詳細は当院と事業者の協議によるものとする。

6 貸付条件

（1）貸付条件は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条第3項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づくものとする。

ただし、使用料については無料とし、その他定めのない事項については、原則として当

院及び事業者双方協議のうえ決定する。

(2) 使用場所の改修及び原状回復に係る経費及び業務上必要となる物品類は、事業者の負担において準備すること。

7 契約条件

(1) 事業の実施体制

ア 対象病床数は一般病床87床、透析室23床とし、遅滞なく安定したサービスを提供できる体制を構築すること。

イ 事業開始前に当院職員への説明会を実施し、業務フロー等を当院へ提出する等、円滑に事業が実施できるよう配慮するとともに、事業開始後は、当院職員からの要望を可能な限り反映する等、当院職員と連携を図りながら実施すること。

ウ サービス提供開始に当っては、利用者への周知を十分に行い、円滑に導入できるよう配慮すること。

(2) 事業運営体制の十分な確保

事業者の職員は、月1回（病室テレビシステム等設置・運営事業導入当初は、月2回程度）程度、定期的に当院を訪問し、事業運営に問題がないかどうか確認すること。

その際、当該職員は、事業運営の知識を有し、病室テレビシステム等設置・運営事業に関わるあらゆる業務の問題に対応可能な担当者が訪問すること。

(3) 集金及び販売実績の報告

毎月末日に集金を行い、翌月10日までにカード販売機・精算機から発行されるレシート等を添えて前月分の販売実績を報告すること。なお、事業者は当該報告内容の公表について同意するものとする。

(4) 利用者からの問合せ及び苦情対応

事業者は、利用者から問合せや苦情に対し、当院の病院事業運営に影響を与えることがないよう誠意を持って対応すること。

また、病院事業運営上重大な内容については、当院へその内容を報告すること。

(5) その他

ア 事業運営上取得した機密情報は、履行期間中はもとより、履行期間終了後についても外部に漏らさないこと。

イ 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書により難しい事情が生じたときは、当院と事業者が協議のうえ決定するものとする。

8 設置備品の内容及び業務内容の詳細

(1) 設置備品について

入院患者が簡単に操作でき、かつ安全性を最大限に考えた機器の設置を行うこと。また、医療行為の妨げになることの無いよう、その機器の使用や形状を十分に考慮すること。

(2) 保守管理体制

機械故障時の体制は、平日、休日及び夜間を問わないこと。

(3) 設置備品の内容

設置備品については、下記のとおり用意設置すること。中古品を設置する場合は、契約期間満了までの使用に耐えうる必要があるため、事前に当院の確認を受けること。なお、病床数に変更が生じた場合は、随時対応すること。

ア 液晶テレビ

- ・病室用 液晶テレビ（国産メーカー）19インチ程度 87台
- ・透析室用 株式会社ディーオン製 MV133HW 13.3インチTV 23台
アーム：アルファテック製 G7H-SS 23台
カウンター取付金具：G4-901-LG 19台
スタンド式：G4-800-LG 4台
(透析室用については同等品可)

- ・テレビはプリペイドカードを使用した課金タイマーによる有料視聴とすること。
- ・国産メーカーで地上デジタル・BS・CSチューナーを内蔵していること。
- ・病室用テレビは落下や盗難などがないように床頭台の背板部に取付け上下・左右に角度調整ができること。
- ・イヤホンの挿し口がテレビ正面にあること。
- ・ワイヤレスリモコンを付属していること。
- ・他のリモコンで誤作動しないようにすること。
- ・テレビ、リモコン及びリモコン用の電池は予備品を院内に用意すること。

イ カードタイマー 病室用 87台 透析室用 横置き型19台 縦置き型4台

- ・国内メーカー製であること。
- ・個室用については冷蔵庫無料設定ができるようにしておくこと。

ウ 木製床頭台 87台（冷蔵庫付用15台、冷蔵庫なし用72台）

- ・国内メーカー製であること。
- ・外形寸法はW550～580mm×D520～550mm×H1250mmまでとする。（病室に天吊りロッカーがあるため）
- ・冷蔵庫なし用は、おむつ入れとして使用できるようにしておくこと。
- ・両側にタオルハンガーを設けること。
- ・角は丸み加工を施す等利用者の安全を考慮したものとする。
- ・キャスターは4輪一括ロック機能（足元レバーを踏み込むことによりキャスターが一括ロックする）がついていること。キャスター径は75φ程度とし、安全に移動することができるようにすること。
- ・シックハウス対策（VOC）済みで、床頭台外面は抗菌SIAAオレフィンシート加工（耐熱性・耐水性・耐久性に優れていること）してあること。院内感染

防止対策も取られていること。

- ・耐震性に優れていること。

エ セフティボックス 87台

- ・床頭台の引き出しと一体型とし、開錠にはパンチカードキーを使用すること。
- ・閉め忘れ防止機能がついていること。
- ・サイズはW180mm×D285mm×H130程度の大きさとする。
- ・メーカーによるこじ開け盗難被害補償があること。

オ プリペイドカード販売機（3台）精算機（1台）

- ・縦長であり場所をとらないこと。
- ・車椅子患者にも利用しやすい低床型とすること。
- ・防犯上十分な対策と転倒防止等の安全性を有すること。
- ・販売機については1階透析室1台と2階デイルームに2台（計3台）、精算機については2階デイルームに1台設置すること。

カ 冷蔵庫 15台

- ・容量は22リットル程度のもので床頭台下部に収納できるものとする。
- ・冷却機能はペルチェ方式で稼働音は15db以下であること。
- ・患者利用しやすいレバー式引出開放ユニットで、最大開口幅が240mm以上あること。
- ・閉め忘れ防止アラーム機能がついていること。
- ・前面パネル部分は抗菌仕様であること。

(4) 視聴料金体系

- ・プリペイドカードは1枚1,000円で販売すること。
- ・テレビは1,000円で1,000分以上視聴できるようにすること。

(5) 保守管理業務

ア プリペイドカード販売機へのカード補充、プリペイドカード精算機の現金補充を確実に行い、カード切れや現金切れを生じないようにすること。

イ 設置備品を常時正常な状態に保ち、十分機能が働く状態で維持するために、保守点検を行うこと。

ウ 機器の故障などトラブル発生時には、速やかに対応すること。

エ 設置備品の故障や修理時には、代替機を用意すること。

オ テレビのリモコンやセフティボックスのパンチカードキーを紛失した場合は、事業者の負担で速やかに当院へ補充すること。

カ 機器の盗難や破損を発見した際には、速やかに当院へ報告すること。

(6) 業務遂行上の負担区分

ア 機器の利用における電気料金は当院の負担とする。

イ 病室及び透析室のテレビに関するNHKの受信料はNHK受信規約に基づき事業者

が責任を持って契約負担すること。

ウ 設置備品の搬入、設置、調整、工事、視聴料等に係る費用は事業者の負担とする。

また、既存の設置物品の搬出、廃棄費用は既存の設置業者の負担とする。

エ 備品設置後の消耗品の取替え及び修繕等に係る費用の一切については、事業者の負担とする。

(7) 維持管理

設置備品の維持管理については、善良な管理者の注意義務をもって行うものとし、設置備品全てにわたって不慮の事故による故障や破損時には、病院・患者に迷惑がかかることのないよう事業者は責任を持って速やかに対応すること。

9 その他

設備備品の詳細については、必ず事前に確認すること。事業者が決定した後、機器の色調や寸法、強度や設置場所などの条件について再度調整を図ること。

担当部署： 亀山市立医療センター地域医療部病院総務課病院総務グループ

電話番号 0595-83-0990